



令和元年6月10日
九州地方整備局
建設部
国土交通本省、大分市同時発表

大分県大分市の歴史的風致維持向上計画を認定 ～九州では11都市目、大分県内では2都市目の認定～

歴史まちづくり法第5条に基づき、大分市の歴史的風致維持向上計画について、6月12日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。

九州地方では、これまで10都市が認定を受けているところであり、11都市目の認定となります。

なお、当日は下記のとおり、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を市長に対して直接交付します。



【大分市】若宮八幡社夏季祭礼

記

1. 日時 令和元年6月12日（水）13：30～
2. 場所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階
田中国土交通大臣政務官室（東京都千代田区霞が関2-1-3）

※報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市町長へのぶら下がり取材が可能です。

※取材をご希望の方は、13:15までに4階エレベーターホールにお集まりください。

※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

（別紙についての問い合わせ先）

- 九州地方整備局 建設部 都市整備課長 田中、建設専門官 門垣
TEL：092(471)6331(内線 6161,6163)

（認定式・計画内容等の問い合わせ先）

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
富所（とみどころ）、中井
TEL：03(5253)8111(内線 32983,32986) 03(5253)8954（直通）
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化資源活用課 中田、樋口
TEL：03(5253)4111(内線 2869,2738) 03(6734)4760（直通）
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 小澤、加藤
TEL：03(3502)8111(内線 5534) 03(3502)6004（直通）

○歴史的風致維持向上計画とは

「歴史まちづくり法」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

○歴史的風致維持向上計画の概要

大分市歴史的風致維持向上計画（大分県大分市 認定申請日令和元年5月17日）

国指定重要文化財「^{ゆすはらはちまんぐう}柞原八幡宮」や国指定の史跡「^{おおともしいせき}大友氏遺跡」及びその周辺地域と、「^{わかみやちまんしゃ かきさいれい}若宮八幡社 夏季祭礼」や柞原八幡宮の祭礼である「^{はまいち}浜の市」「^{かくいち}賀来の市」等に見る歴史的風致の維持向上を図るため、「柞原八幡宮本殿」をはじめとした歴史的建造物の保存修理事業、「大友氏遺跡」の復元整備事業のほか、祭礼の巡行路沿いにおける無電柱化事業や道路修景整備事業、祭礼で使用する用具の保存修理に関する事業等を位置付けています。



【柞原八幡宮】



【若宮八幡社夏季祭礼】

○九州地方整備局管内における認定都市

九州地方整備局管内ではこれまでに10都市が認定を受けており、今回の大分市の認定により計11都市となります。大分県内では竹田市に次いで2都市目になります。（全国では78都市）

九州地方整備局管内においてこれまでに認定を受けた都市

市町村名	認定日
熊本県山鹿市	平成21年 3月11日
福岡県太宰府市	平成22年11月22日
佐賀県佐賀市	平成24年 3月 5日
宮崎県日南市	平成25年11月22日
大分県竹田市	平成26年 6月23日
福岡県添田町	平成26年 6月23日
熊本県湯前町	平成29年 3月17日
福岡県宗像市	平成30年 3月26日
佐賀県基山町	平成31年 1月24日
佐賀県鹿島市	平成31年 3月26日

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和元年6月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等76市町の計画を認定しています。

このたび、愛媛県内子町・大分県大分市の歴史的風致維持向上計画を6月12日に認定し、認定都市数は78市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

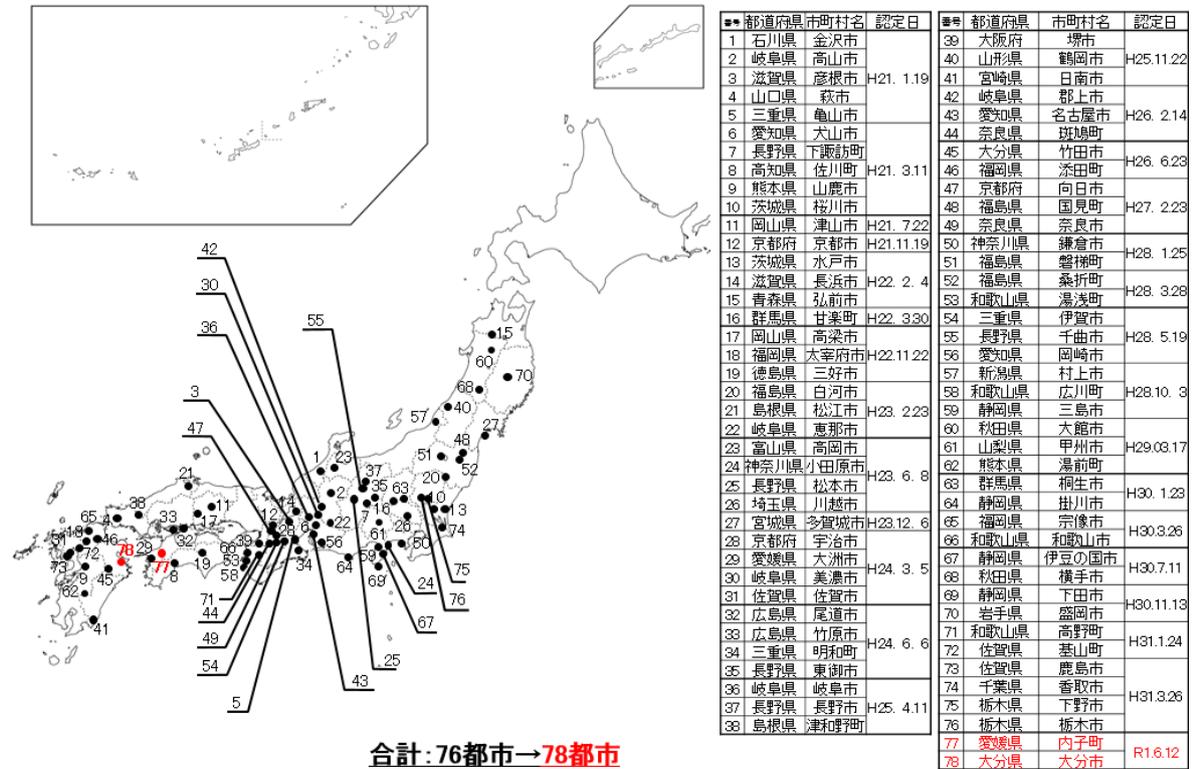


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

認定歴史的風致維向上計画に対する主な支援措置

①社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備を基幹事業に追加

④歴史的観光資源高質化 支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させるため、歴史的まちなみを阻害する建築物等の改修・除却等を支援
- 歴史的まちなみを阻害する建築物等の外観の改修、歴史的まちなみの連続性を損なう塀の除去等が補助対象

⑤歴史的風致活用国際観光 支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象



● コアとなる国指定文化財等
▲ 歴史的風致形成建造物